

## リサイクル対応型ドライトナー基準と運用 改訂 改訂前との比較

	改訂前	改訂後
前述	<p>一般社団法人日本印刷産業連合会は、平成 26 年 3 月発行の公益財団法人古紙再生促進センターと一般社団法人日本印刷産業連合会による「デジタル印刷物のリサイクル適性に関する調査報告書」に基づき、主に印刷会社が印刷物製造に使用するデジタル印刷機のドライトナー評価基準を下記の通り定め、運用するものとする。</p>	<p>一般社団法人日本印刷産業連合会は、平成 26 年 3 月発行の公益財団法人古紙再生促進センターと一般社団法人日本印刷産業連合会による「デジタル印刷物のリサイクル適性に関する調査報告書」に基づき、主に印刷会社が印刷物製造に使用するデジタル印刷機のリサイクル対応型ドライトナー標準試験法及び評価基準を定め、運用してきた。</p> <p>標準試験法のコート紙において評価の精度を高めるため、従来の標準試験法について見直し、平成 29 年度にラボ試験用フローテータのかき取り治具を新たに開発した。新たなかき取り治具の効果を確認し、標準試験法の一部を改訂した。</p> <p>改訂したリサイクル対応型ドライトナー標準試験法及び評価基準を下記の通り定め、運用するものとする。</p>
2. 運用	<p>デジタル印刷機メーカーは、上記 1. 2) の基準を満たしたドライトナー、及び 3) の適用範囲にあるドライトナーを、リサイクル対応型ドライトナー適用品とすることができる。</p> <p>なお、その際、静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センターによる試験結果の証明となるもの、別紙 2 に基づくデジタル印刷サンプル・色差測定結果及び適用となるデジタル印刷機一覧を日</p>	<p><b>1) 試験結果、デジタル印刷サンプル・色差測定結果及び適用印刷機一覧の提出</b></p> <p>デジタル印刷機メーカーは、上記 1. 2) の基準を満たしたドライトナー、及び 3) の適用範囲にあるドライトナーを、リサイクル対応型ドライトナー適用品とすることができる。</p> <p>なお、その際、<b>第三者機関（例えば静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センターなど）</b>による試験結果の証明となるもの、別紙 2 に基づくデジタル印刷サンプル・色差測定結果及び適用となるデ</p>

	<p>本印刷産業連合会に提出しなければならない。</p> <p>また、提出資料の内容はデジタル印刷機メーカーが責任を負うものとする。</p>	<p>デジタル印刷機一覧を日本印刷産業連合会に提出しなければならない。</p> <p>また、提出資料の内容はデジタル印刷機メーカーが責任を負うものとする。</p> <p><b>2) ラボ試験用フローテータのかき取り治具</b></p> <p>ラボ試験用フローテータのかき取り治具は、熊谷理機工業株式会社製かき取り治具を使用し、そのかき取りの深さは70mm（水面から3mm）とする。このかき取り治具の深さ70mm（水面から3mm）は暫定とし、標準試験法の運用上、必要に応じ改訂する。</p> <p>なお、かき取り治具の深さ68mm（水面から5mm）、70mm（水面から3mm）、72mm（水面から1mm）でリサイクル適性の評価試験を行い、70mm（水面から3mm）が従来のかき取り治具を使用した場合と同程度の評価結果が得られたことから、リサイクル対応型ドライトナーの評価が可能である深さと判断した。</p>
--	--	--

注 太文字部分が、変更又は新しく追加した内容